

西宮市医師会会員 様

西宮市医療年金課長

乳幼児等医療費助成制度の改正について

本市の福祉医療運営につきましては、平素よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市では、平成27年7月より乳幼児等医療費助成制度を一部拡充し、下記のとおり制度改正を実施いたします。

乳幼児等医療費助成制度のうち、これまで所得制限により対象外であった義務教育就学前児童について、一部負担金は必要ですが、助成の対象といたします。

所得の区分により、負担者番号・一部負担金が異なりますのでご注意ください。

なお、0歳児や小学1年生以上については変更ありません。

受給者の方が受診される際の受給者証確認につきましては、日頃よりご注意いただいているとは存じますが、引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

乳幼児等医療費助成制度の改正内容

- ① 対象年齢 義務教育就学前児童（1歳誕生月の翌月1日～6歳到達後の最初の3月31日）
② 助成内容等 <特定区分：所得基準額以上>・・・拡充対象者
・負担者番号 81280059
・一部負担金 1医療機関等あたり
外来 1日800円限度（月2回まで）
入院 1割負担（月3,200円限度）
<一般区分：所得基準額未満>・・・変更なし
・負担者番号 80280050
・一部負担金 外来・入院とも無料
- ③ 実施時期 平成27年7月診療分より

対象者(注)	年齢	区分	現行制度	平成27年7月～
	義務教育就学前児童（1歳から6歳）	[特定] 所得基準額(※)以上	助成対象外	
		[一般] 所得基準額(※)未満	[負担者番号(法別番号)=80280050] [一部負担金] 外来、入院とも無料	変更なし
	0歳児	所得制限なし	[負担者番号(法別番号)=80280050] [一部負担金] 外来、入院とも無料	変更なし

(※)所得基準額・・・親権者(父・母)等の扶養義務者全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円

(注) 小学1年生～3年生、および、こども医療費助成制度(小学4年生～中学3年生)は、現行制度(所得基準額未満を対象、一部負担金無料)で変更なし。

以上

お問い合わせ先 〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3
西宮市 医療年金課 管理チーム
TEL (0798) 35-3126